

クーラスケアサービス

特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社クーラス（以下「事業者」という。）が開設する「クーラスケアサービス」（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 3 事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう援助を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 クーラスケアサービス
- （2）所在地 青森県八戸市西白山台五丁目3番17号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（常勤兼務、他の事業に兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）専門相談員 2人（常勤兼務2人）

専門相談員は、特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- ①特定福祉用具に関する相談援助
- ②特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態の点検
- ③利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定
- ④特定福祉用具の使用方法の指導

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
ただし、営業時間外でも電話等により対応可能な体制をとる。

(事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的に知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
 - (2) 専門相談員は、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
 - (3) 専門相談員は、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 2 特定福祉用具等の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。また、品名ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする。(パンフレット添付)
- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 腰掛け便座 | (6) 排泄予測支援機器 |
| (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品 | (7) 歩行器 (貸与選択可) |
| (3) 入浴補助用具 | (8) 歩行補助つえ (貸与選択可) |
| (4) 簡易浴槽 | (9) スロープ (貸与選択可) |
| (5) 移動用リフトのつり具の部分 | |
- 3 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルあたり100円を徴収する。
 - 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 5 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に交付することとする。

(衛生管理等)

第7条 事業者は、衛生的な管理をしている福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態については、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

(事故発生時における対応)

- 第8条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域高齢者支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、八戸市、三戸郡、おいらせ町の区域とする。

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修の実地

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供に伴って、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を把握した場合は、迅速かつ適切に、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記載することとする。

(事業継続計画の策定等)

第14条 自然災害のや感染症の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、専門相談員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社クラスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施工する。